

令和5年度 労働基準行政の重点施策

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

(1) 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- ◆ 生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業主に対し、業務改善助成金の活用促進による賃金引上げを支援
- ◆ 「岩手働き方改革推進支援センター」において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- ◆ 改定最低賃金の周知、最低賃金の履行確保に向けた監督指導の実施

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

- ア 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
- イ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援
- ウ 長時間労働の抑制に向けた監督指導体制の強化等
- エ 長時間労働につながる取引環境の見直し（しわ寄せ防止）
- オ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

(2) 労働条件の確保・改善対策

- ア 法定労働条件の確保、法違反を繰り返す事業場の司法処分
「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底、監督指導
- イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
(技能実習生を含む外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者等の労働条件確保)
- ウ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進
- エ 資金移動業者の口座への賃金支払に関する周知及び指導

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(4) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発
- イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ウ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- エ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- オ 業種別の労働災害防止対策の推進（死亡災害の防止）

陸上貨物運送業：荷役作業に係る災害防止

建設業：墜落・転落災害の防止

製造業：機械災害の防止

林業：伐木作業に係る災害防止

カ 労働者の健康確保対策の推進

- ①メンタルヘルス対策等（ストレスチェック制度）
- ②改正 THP 指針に基づくコラボヘルスの推進
- ③産業保健活動の推進

キ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

- ①令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の周知
- ②SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の適切な実施、呼吸用保護具の適正使用に係るフィットテストの円滑な導入に向け補助金制度の活用等周知
- ③令和2年7月に改正された石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知

第14次労働災害防止計画（2023～2027）

- ・本省において過去の労働災害の分析、事業場アンケートを実施し問題点（取組の遅れ等）を把握
- ・労働災害防止に向け事業場が取り組むべき安全衛生対策、実施率を設定（アウトプット指標）
- ・すべての労働局が、本省が定めたアウトプット指標の達成に向け同一の施策を展開
- ・全国の事業場が一様に安全衛生対策の取組を実施することで労働災害の減少を図る（アウトカム指標）

（詳細は別添「第14次労働災害防止計画の概要」参照）

盛岡労働基準監督署の最重点課題

1 死亡災害ゼロを目指す

2 転倒災害の減少

POINT 1

設備の改善 … つまづき、滑りのリスク低減、通路の安全確保（4S活動、リスクアセスメントの継続的な実施）

POINT 2

高齢者対策 … エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の推進

POINT 3

転倒に強い体づくり … 転倒予防体操の継続的な実施による筋力維持

POINT 4

安全教育 … 転倒リスク等に関する意見交換、危険マップ作成、見える化、意識の向上

POINT 5

靴の点検 … 場所や環境に適した滑り止め効果を有する履物の使用、靴底の定期点検

4月は「安全衛生教育」を実施しましょう！

4月は、新入社員の配属や部署間異動で新たな業務に就いたりします。この際、労働安全衛生法第59条では、安全衛生教育の実施を事業者が義務付けております。危険のポイント、安全な作業手順を理解させ、保護具類の適切な使用方法、更に、化学物質等に係る危険有害性の知識付与等も必要です。職長等への教育も必要です。

1日の仕事を安全に事故等なく終え帰宅させることが事業者の大きな責務であり、安全配慮義務です。年度初めの忙しい時期ですが、大切な社員がケガ等しないよう、安全衛生教育を確実に実施しましょう！

第14次労働災害防止計画の概要

アウトプット指標

アウトカム指標

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする
- ・卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする
- ・ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を2027年までに増加させる

- ・増加が危惧される転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける
- ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする
- ・増加が危惧される社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする

- ・増加が危惧される60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける

多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする

業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする
- ・機械による「はさまれ巻き込まれ防止対策」に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させ130人以下とする
- ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させ5人以下とする
- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させ64人以下とする
- ・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる

健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする

詳細は、岩手労働局 HP 健康安全課担当ページをご覧ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/eisei.html



第2回転倒災害防止コンテストを実施します（4/26～6/7）

盛岡労働基準監督署管内では、令和4年の転倒災害による休業4日以上死傷者数が169人となり、前年比で2.4%増加し、全労働災害に占める転倒災害の割合は32.1%に上り、ここ数年増加の一途をたどっています。

増加する転倒災害の防止対策を活性化させるため、盛岡労働基準監督署では、令和5年2月に続き「第2回転倒災害防止コンテスト」を実施し、管内事業場の皆さまから転倒災害防止のための取り組みを広く募集することとしました。

転倒災害によるケガを防ぎ、労働者が安全に安心して働くことができる職場づくりのため、多くの事例のご応募をお待ちしております！

詳細は、岩手労働局 HP [盛岡監督署からのお知らせ] に転倒災害防止特設コーナーを設けましたのでご覧ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/moriokakantokusyo.html



自動車運転者の長時間労働の改善にご協力をお願いします！

自動車運転者の長時間労働の解消、労働条件の改善のため、時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用されます。

物流に大きな影響が考えられ、ニュース等では「2024年問題」として取り上げられておりますが、運送事業者のみでは解決が難しい課題であり、発荷主・着荷主等のご協力とご理解が必要です。このため、労働基準監督署では、荷主特別対策チームを編成し、発着荷主に対する要請と働きかけを行うこととしております。

また、ポータルサイトを設けておりますので是非ご活用ください。

「荷主特別対策チーム」岩手労働局
令和4年12月23日 Press Release



自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を発信します！

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック・バス・タクシーなどの運転者は、物流や生活交通を支える存在です。一方で、こうした自動車運転者は、業務の特性や取引上の慣行などから、労働時間が長くなる実態が見られ、働く方の健康と安全を守る働き方改革が急務です。本サイトでは、2024年（令和6年）4月からの自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に向けて、皆さまの働き方改革に役立つ様々な情報を発信していきます！



● トラック運転者



<主な掲載情報>

改善事例
特別相談センター
簡単自己診断
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

● バス運転者



<主な掲載情報>

改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

● ハイヤー・タクシー運転者



<主な掲載情報>

改善事例
情報いろいろ宝箱
改善ハンドブック
各種統計
(運転者の仕事をしてみよう)

令和4年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業
厚生労働省 (受託事業者) 株式会社労働時間改善センター 03-3915-7221 担当：田中、大石、野口

掲載コンテンツ

● 改善基準告示特設ページ (トラック、バス、ハイヤー・タクシー毎に掲載します)

2024年（令和6年）4月から自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に合わせて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が新しくなります

- 改善基準告示とは？
- 改善基準告示のポイント
- 改善基準告示関係資料
- 改善基準告示のQ&A

改善基準告示が何のために制定されたか、制定の経緯は？、改正の詳しい推移は？、などを掲載しています！

改善基準告示の改正内容について、トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれのポイントを掲載しています！

改善基準告示の告示全文や、関連速達を掲載！

● 改善事例

改善事例では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の長時間労働改善に向けた事業者の取組をご紹介します。

- ・社内制度や勤務体制等の改善事例
- ・ICT機器導入による効率化の改善事例
- ・人材確保・育成等による改善事例
- ・その他の取組事例 etc

● 情報いろいろ宝箱

情報いろいろ宝箱では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の長時間労働の改善に活用できるさまざまな情報や、トラック、バス、ハイヤー・タクシーをご利用される皆さまに知っていただきたい情報を掲載しています。

- ・利用者の皆さまへ
- ・事業者の皆さまへ

● 各種統計

(運転者の仕事をしてみよう)

各種統計（運転者の仕事をしてみよう）では、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の労働時間や賃金、女性運転者の状況等、さまざまな統計情報を掲載しています。

- ・有効求人倍率、平均年齢、女性の進出状況、年間労働時間、年間所得、etc

● 改善ハンドブック

改善ハンドブックでは、自動車運転者（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）の労働時間管理の考え方や、改正改善基準告示のポイント解説、長時間労働改善に向けた事業者の取組例、関係法令、各種ガイドライン等の情報を掲載しています。

令和4年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業
厚生労働省 (受託事業者) 株式会社労働時間改善センター 03-3915-7221 担当：田中、大石、野口

自動車運転者の安全確保の徹底にご協力をお願いします！

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。具体的な実施事項等は、裏面のチェックリストで確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。

7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したものの内訳は作業内容（令和2年）

安全対策ができていないか、以下のチェックリストで確認してください

荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている (手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている (床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

荷主、元請事業者等による配慮

- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更を行っている
- 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

化学物質による健康障害防止のため、適切な呼吸用保護具を使用しましょう！

作業環境測定の結果、第三管理区分にあたる作業場がある事業場の皆さまへ

第三管理区分の作業場での作業には、測定に基づき適切な呼吸用保護具を使用しましょう

厚生労働省では、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則と粉じん障害防止規則に基づき実施される作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、作業環境の改善が困難な作業場において引き続き作業を行う場合の呼吸用保護具選定のための濃度の測定方法等の新たな告示[※]を制定しました。

改正告示は、**2024（令和6）年4月1日から施行・適用**されます。

※ 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について（令和4年厚生労働省告示第341号）

第三管理区分とは 空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でない判断される状態

作業環境測定の流れ

これまでの規制

- ① 作業環境測定を実施
- ② 管理区分に基づいた必要な措置を実施
- ③ ②の措置の効果を確認するために再測定し、評価

第一管理区分・第二管理区分

③の結果、第三管理区分になった場合

新たな規制

第三管理区分

- 改善の可否について作業環境管理専門家の意見聴取
- 改善可能と判断
- 改善措置の実施
- 改善措置の効果確認
- 第三管理区分（改善できず）

改善困難と判断

呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R.5.3)

新たな化学物質規制制度が導入されました。

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間 450 件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要
[詳しくはコチラ](#) →

新たな化学物質規制に関するQ & Aはこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083028.pdf>



作業環境測定の結果、第三管理区分は保護具着用を！

有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則と粉じん障害防止規則に基づき実施される作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、作業環境の改善が困難な作業場において引き続き作業を行う場合の呼吸用保護具選定のための濃度の測定方法等の新たな告示が制定されました。

改正告示は、**2024（令和6）年4月1日から施行・適用**されます。

リーフレットは、[岩手労働局](#) [健康安全課担当](#) [検索](#)

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/eisei.html

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（5/1～9/30）

今年も STOP 熱中症クールワークキャンペーンが始まります。

今年は 3 月から夏日があたり、桜の開花も早まったり、「暑い夏」の訪れが心配されます。

昨年は、早めの対応で熱中症になる方は多くありませんでしたが、油断せず、今年もしっかりと対策を取りましょう！

岩手労働局ホームページの「各労働基準監督署からのお知らせ」に盛岡労働基準監督署のコーナーを設けています。

研修資料を掲載していますので、是非ご覧ください。



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

準備 4月 5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者へ
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を

令和5年クールワークキャンペーン 実施要綱はこちら。→

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とするのも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新入社員や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレクラージング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻りに行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが見変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

賃金引上げに向けた取り組みをお願いします 賃金引上げ特設ページ、最低賃金特設サイトを開設！

事業主の皆様へ

賃金引き上げ 特設ページを開設！

詳しくはこちら →

厚生労働省

賃金引き上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。是非ご利用ください。

<https://www.saiteichingin.info/chigin/>

正社員もアルバイトも！

知っていますか？ 働くすべての人と自分の最低賃金 雇う人ためのルールだよ。

最低賃金のごと詳しくはこちら →

厚生労働省

最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/>